

## contents

- 1 大阪広域水道企業団とは
- 2 統合について



大阪広域水道企業団

Osaka Water Supply Authority

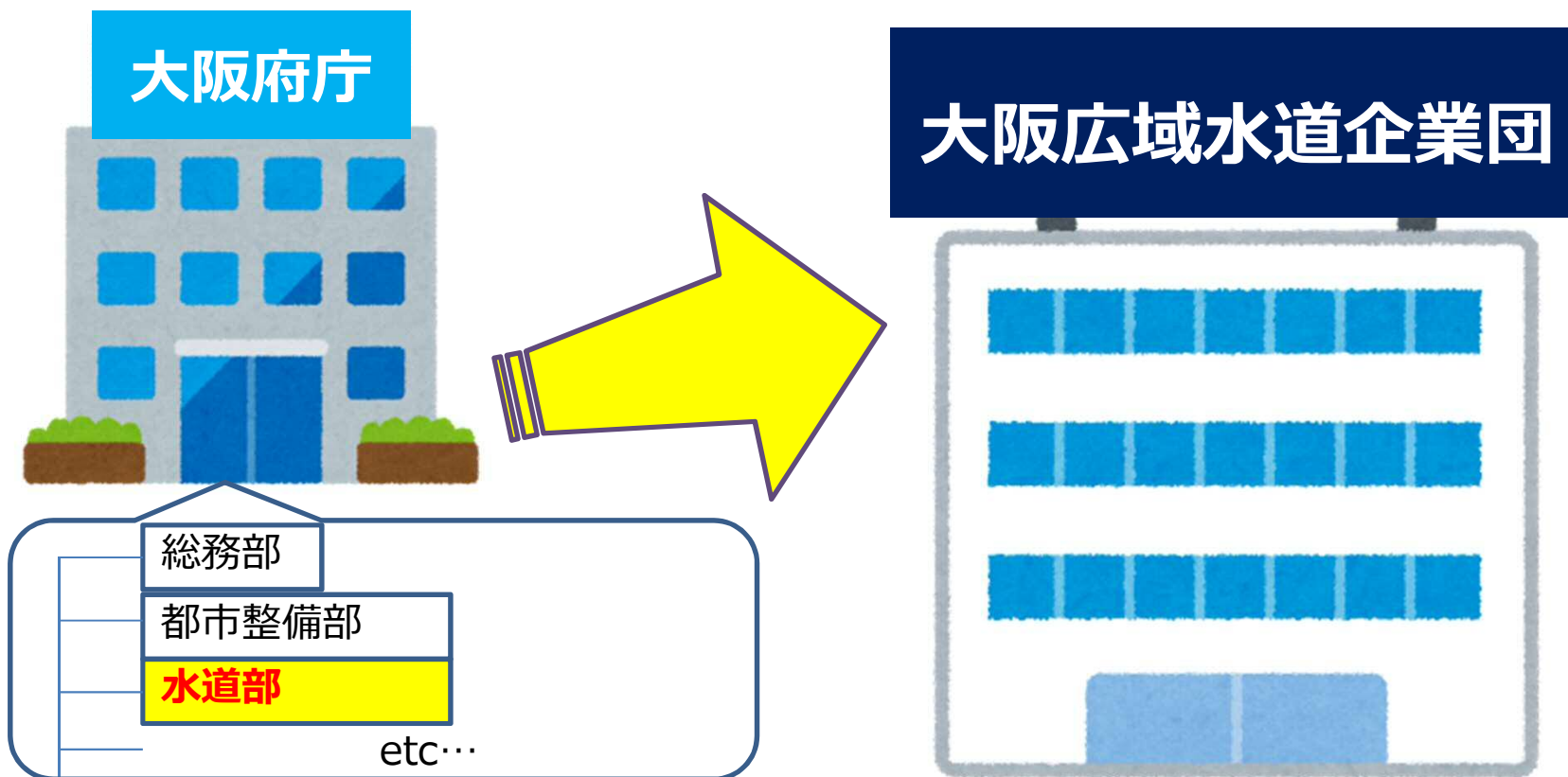
# 大阪広域水道企業団とは

---



# ■平成23年度から企業団へ

以前は、「**大阪府水道部**」という大阪府庁の一組織でしたが、**事業の効率化**、**広域化**を目的に、平成23年度から企業団として独立しました。



# ■ そもそも企業団って…

大阪広域水道企業団は、大阪府営水道を引き継ぐ団体として、平成22年度に大阪府内の42市町村が共同で設立した一部事務組合（特別地方公共団体）で、平成23年度から事業を開始しています。

	一部事務組合（企業団）
団体の性格	特別地方公共団体※
構成団体	市町村及び特別区
処理されている事務	構成団体に共通する事務
団体例	水道：大阪広域水道企業団 清掃：東大阪都市清掃施設組合 その他：大阪府都市競艇企業団 等

- ※ 特別地方公共団体：特別区と財産区、地方開発事業団の3種類  
地方開発事業団→複数の普通地方公共団体の共同で設置され、それらからの委託で地域の総合的な開発計画に基づく公共事業を総合的に実施する団体  
普通地方公共団体：都道府県や市町村を統括する公共団体（大阪府庁・東大阪市等）

# 大阪の水道の成り立ち



大阪府には淀川以外に大きな水源が無い…

大阪府水道部時代は、

**大阪府内全域※に水道水の卸売**

をしていました。

※大阪市を除く



さらに効率的に事業運営していくために

平成29年4月以降、各市町村の水道事業を一部統合

(※) し、各家庭や学校まで水道水を供給しています。

※ 藤井寺市、泉南市、四條畷市、阪南市等13市町村

大阪広域水道企業団は、

**取水（川）から配水（一般家庭）まで**

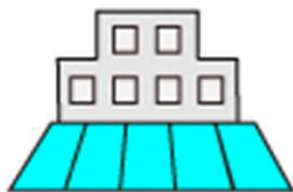
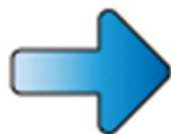
を担っております。

# ■ 企業団の3つの事業

事業	用途	目的（送り先）
水道用水 供給事業	日常生活 (飲用可)	<u>水道水を製造し、市町村へ供給</u> (卸売り) する事業
水道事業		<u>一般家庭・学校等へ水道水を供給</u> する事業
工業用 水道事業	産業活動 (飲用不可)	<u>企業・工場へ利用する水を供給す</u> る事業



淀川



浄水場

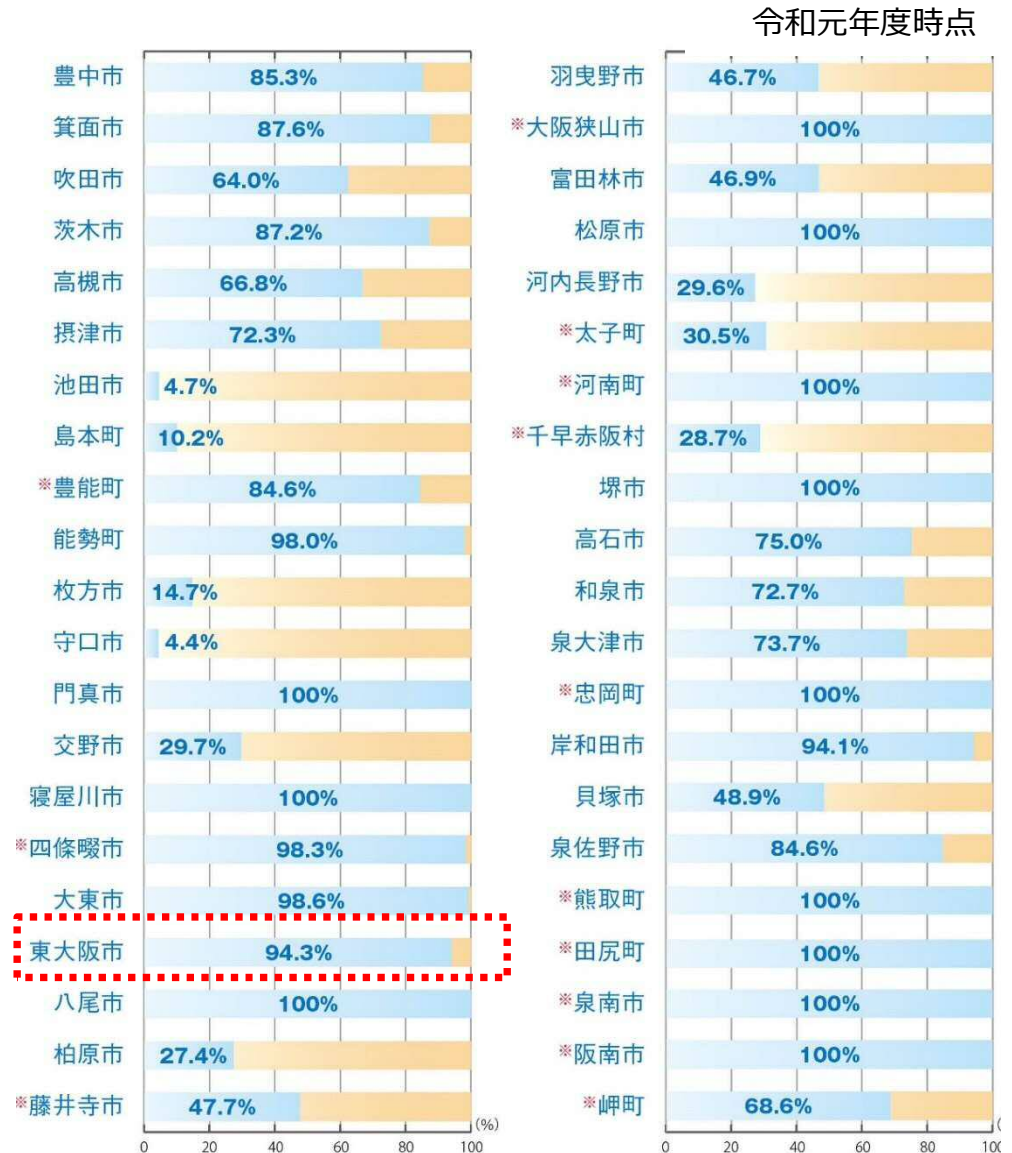
淀川から取水して水を製造するまでは同じです。



# 府内市町村への給水割合



大阪広域水道企業団は、  
府域の水道にとって重要な役割を果たしています



# 工業用水道事業

- 産業活動のための冷却用や洗浄用等に利用する工業用水を工場等に供給しています

工場における冷却用、洗浄用、  
ボイラー用、原料用等

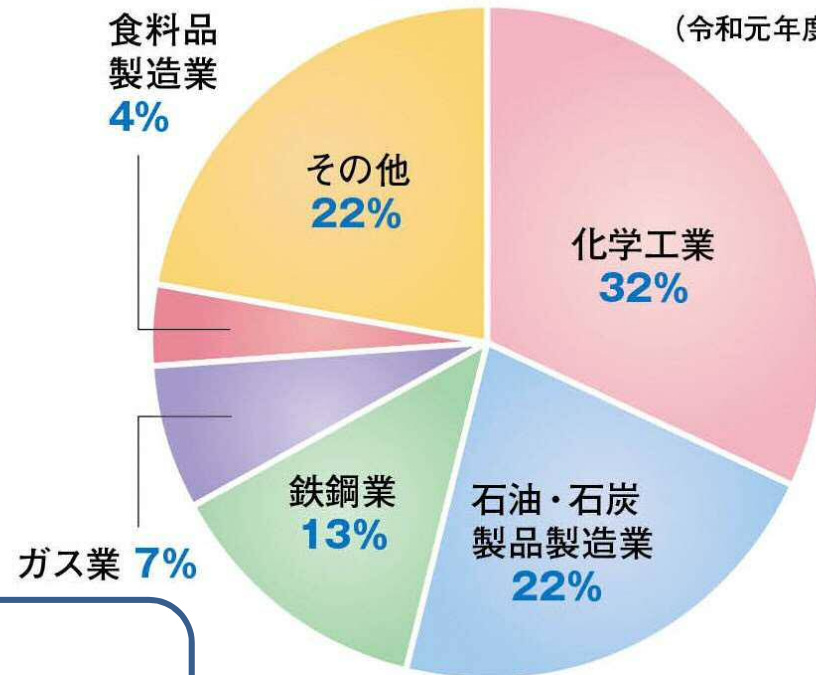
工場内の清掃用

ビルやショッピングセンターの  
冷暖房、清掃用

トラックや電車等の洗浄用

●工業用水道産業別実使用水量割合

(令和元年度)



大阪広域水道企業団は  
「**大阪の産業**」にとっても  
重要な役割を担っています。



## 企業団と市町村水道事業との統合について

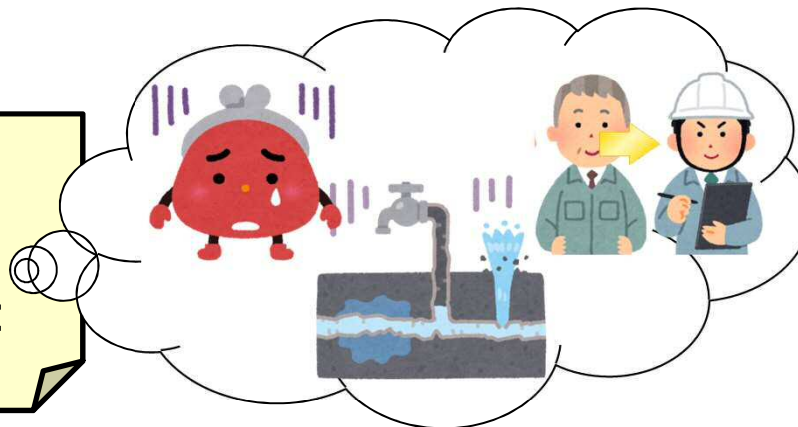
---



# 企業団の広域化に関する考え方

## 水道事業が抱える課題

- ✓ 人口減少による水需要・料金収入の減少
- ✓ 老朽化した施設の更新・耐震化
- ✓ ベテラン職員退職に伴う技術継承 …etc



これらの課題を解決するため…

**府内市町村水道事業との統合を  
推進**しています。

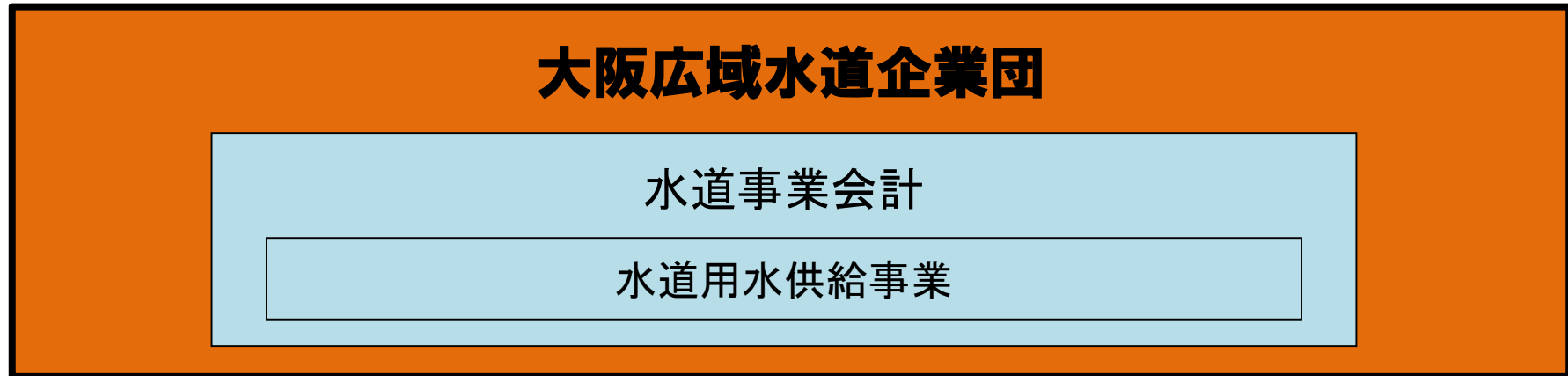


府内市町村の  
約 **1/3** と  
統合

# 企業団と市町村水道事業との統合に係る リアルイメーজ

## 【1. 平成28年度まで】

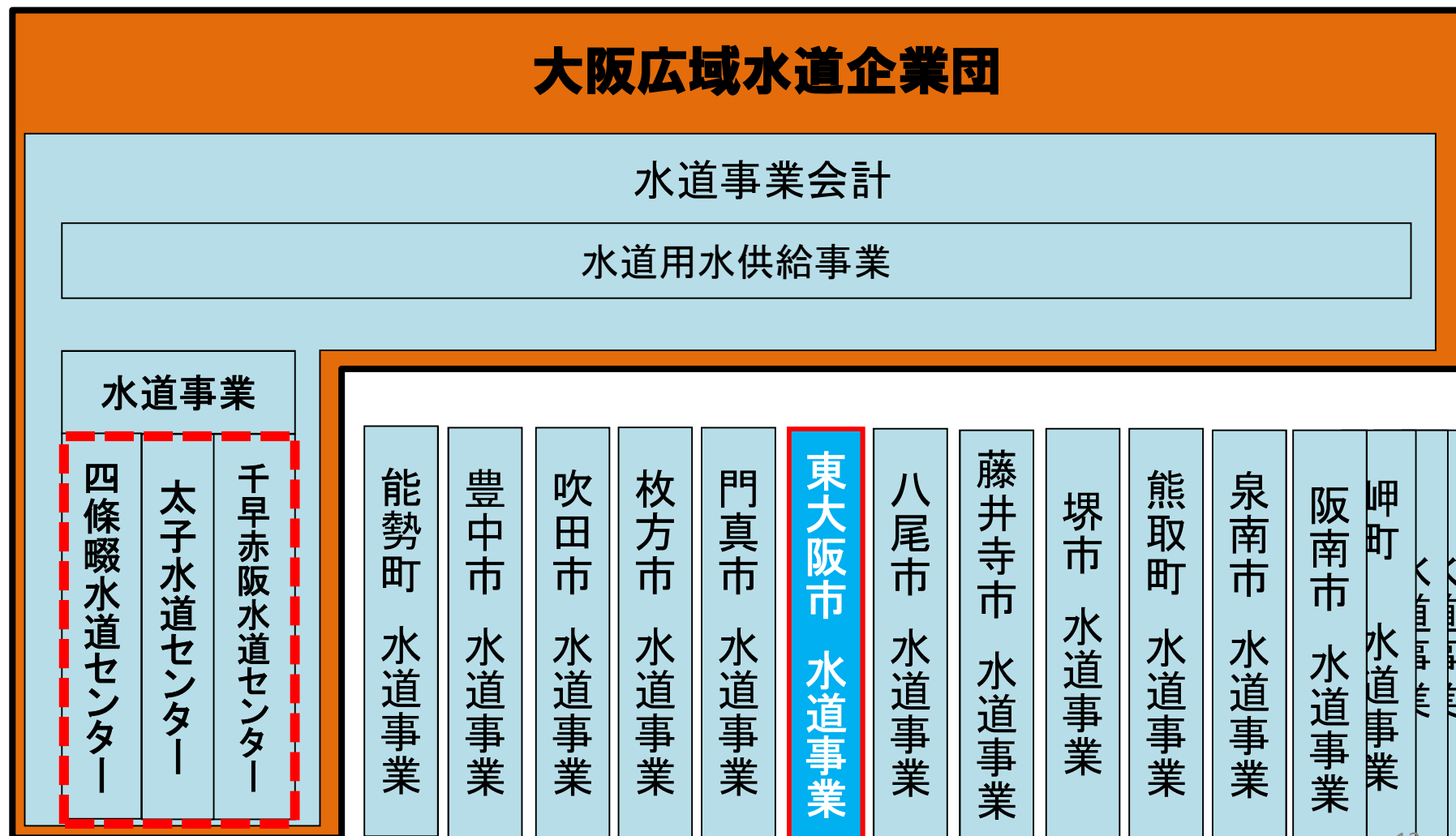
(工業用水道事業会計は除く)



能勢町 水道事業	豊中市 水道事業	吹田市 水道事業	枚方市 水道事業	門真市 水道事業	四條畷市 水道事業	<b>東大阪市 水道事業</b>	八尾市 水道事業	藤井寺市 水道事業	太子町 水道事業	千早赤阪村 水道事業	堺市 水道事業	熊取町 水道事業	泉南市 水道事業	阪南市 水道事業	甲町 水道事業	水道事業	水道事業	水道事業	水道事業
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	----------------------	-------------	--------------	-------------	---------------	------------	-------------	-------------	-------------	------------	------	------	------	------

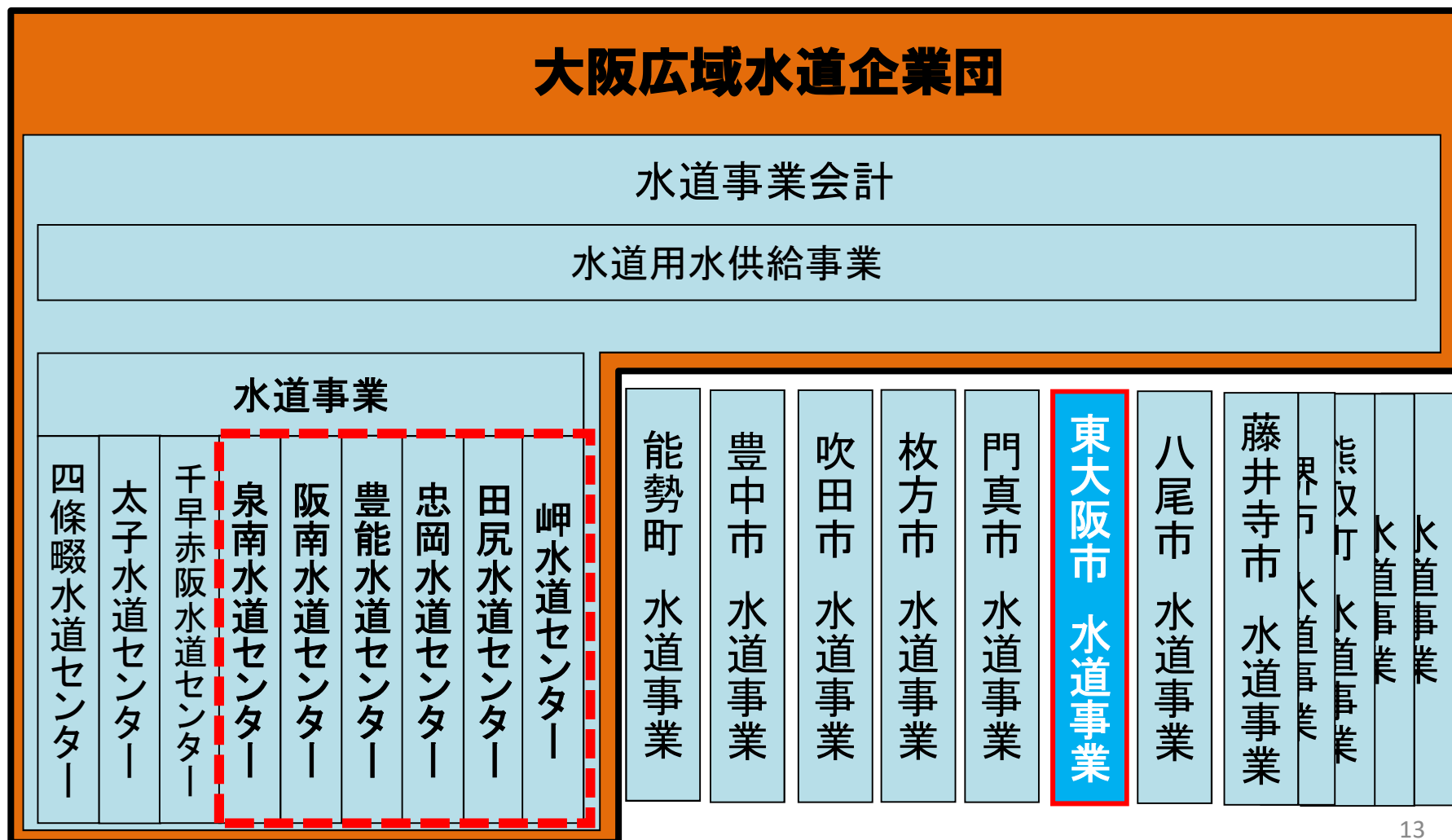
## 【2-1. 平成29年度以降】 3団体との統合

水道用水供給事業と水道事業をあわせて水道事業会計とし、  
水道事業は、市町村域単位で経理を区分する。

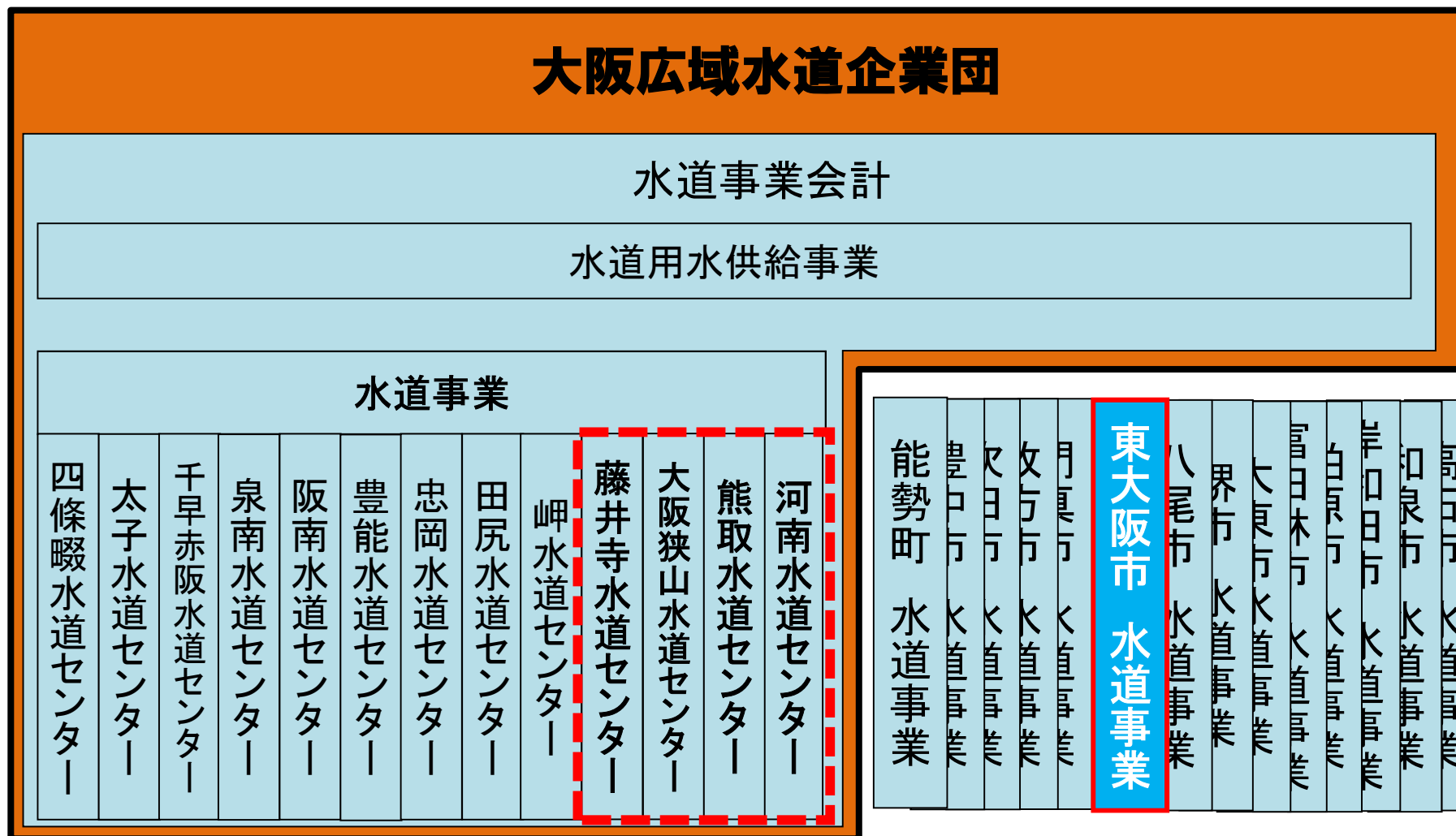


## 【2-2. 平成31年度以降】 7団体との統合(9団体※)

※能勢町については、高料金対策に係る地方交付税措置の対応を鑑みて交付金が活用できる、令和6年度から豊能町に譲り受けという形で統合を予定している。



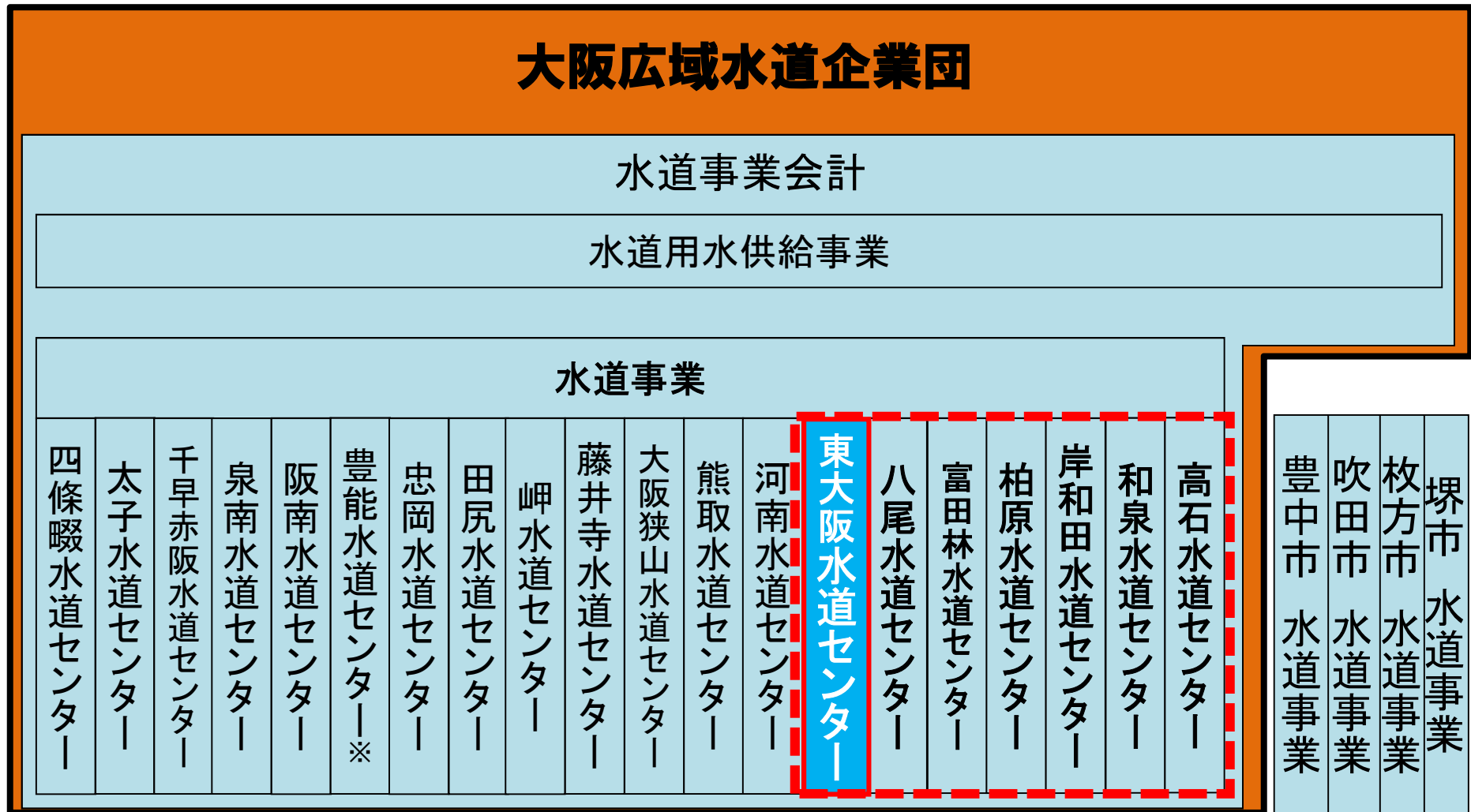
## 【2-3. 令和3年度以降】 4団体との統合(13団体※)





# 【2-4. 令和6年度以降】 7団体との統合(21団体※)

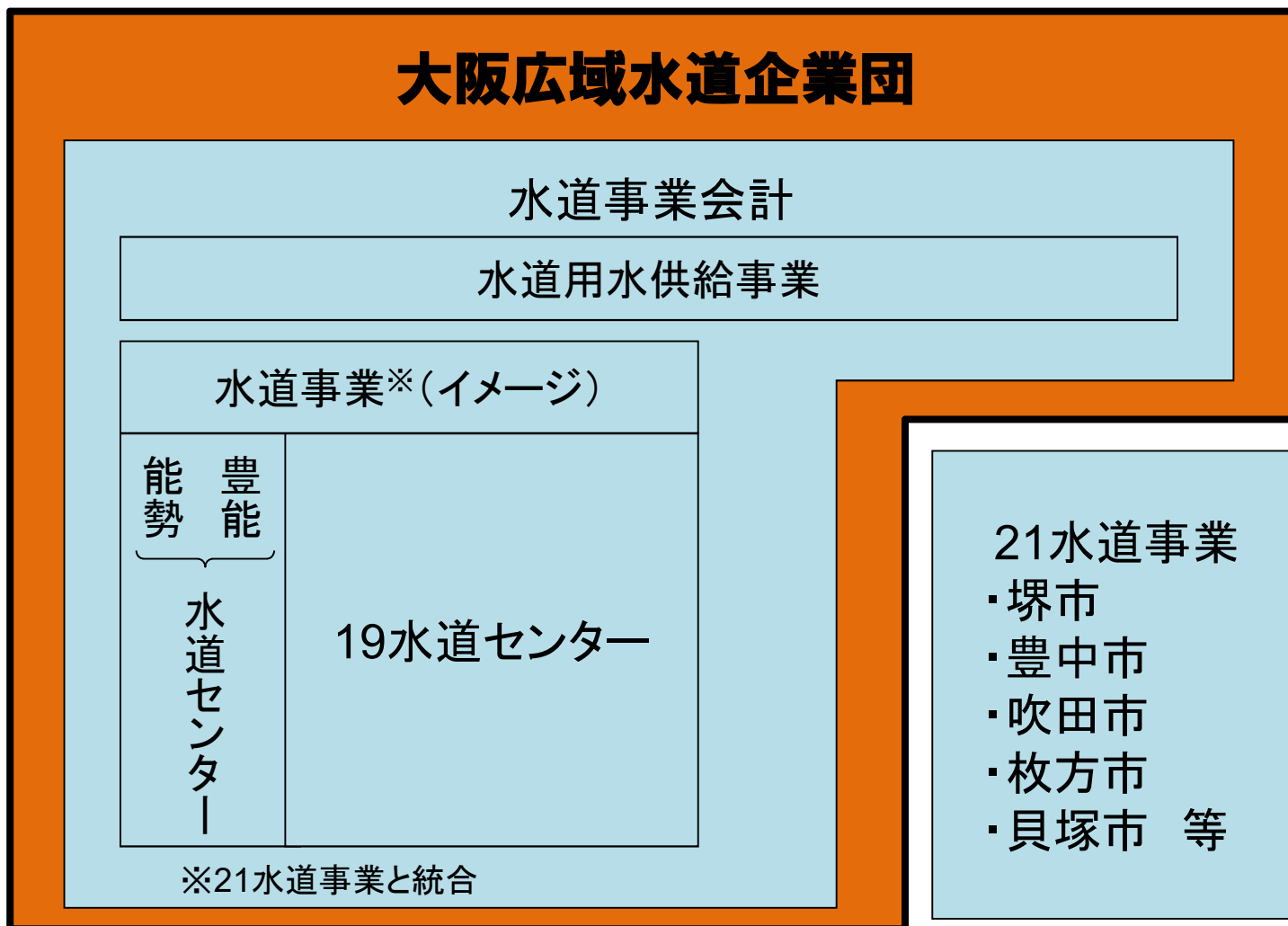
## 《イメージ》



※能勢町は、豊能町に譲り受けという形で、令和6年度から統合予定

### 【3. 府域一水道まで】

水道事業については、料金算定を一緒にしても事業運営に大きな影響がないと認められる場合は、経理区分を一つにまとめる。



## 【4. 府域一水道】

